

【書評】

高良麻子 著
『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル
—「制度からの排除」への対処—』

(中央法規, 2017年, A5判, 226頁, 4,320円)

渡辺裕一
(武蔵野大学)

1. はじめに

本書は、我が国において従来の工業社会における標準的労働者家族をモデルとして構築されてきた社会福祉関連法制度が機能せず「制度からの排除」が起きているにもかかわらず (p.183)、現代の日本のソーシャルワークにおけるソーシャルアクションが研究と実践ともに停滞していると考えられる状況に一石を投じた。ニーズに即した法制度等の社会環境の変革を目的とするソーシャルアクションの実践方法を日本の現状を踏まえた形で示すべく、日本の社会変動およびニーズの多様化等をふまえたソーシャルアクションの実践モデルの構築を目的としている (p.5)。

本書を書評するポイントとして、ソーシャルアクションの「暫定的定義」の意味、日本におけるソーシャルアクションの歴史の変遷に関するレビューの分析枠組み、ソーシャルアクションの最終的な定義と「協働モデル」「闘争モデル」の位置づけを取り上げたい。

2. ソーシャルアクションの「暫定的定義」の意味

筆者はデータの収集・分析にあたり、ソーシャ

ルワークの方法としてのソーシャルアクションを暫定的に定義し、「ソーシャルアクションとは、生活問題を体験している当事者へのエンパワメント理念に基づいたアドボカシー機能を果たすために、政策・制度を含む構造的変化を想定し、市民、組織、立法・行政・司法機関等へ組織的に働きかけるソーシャルワークの方法である (p.88)」としている。「構造的変革を目的とした実践を現代日本で収集できるかどうかの危惧があった」(p.89)と述べられているように、筆者が当初、暫定的に広い定義を与えた背景には日本におけるソーシャルアクションの実践の乏しさがあることは否めず、実践モデル構築のためのデータ収集を想定したやむを得ない「暫定的」定義であったことは想像に難くない。

筆者の指摘にあるように、残念ながら、現代日本のソーシャルワークにおける方法としてのソーシャルアクションの実践は停滞していると言わざるを得ない。まるでソーシャルワークの方法の一つであることを忘れたかのように、多くのソーシャルワーカーが社会構造の変化に向けて働きかける必要性から目をそむけているように思える。この点は、後段で検討する機関に所属しているソーシャルワーカーにとって「闘争モデル」でのソーシャルアクションが困難であることも関連しているだろう。自戒も込めて言えば、現在、社会構造

の変化に向けて働きかけているのは当事者性を根拠にした人々とその関係者が作る組織や団体が多く、その人々と共に立ち上がるソーシャルワーカーの姿は一部にしか見えてこない。

筆者が指摘した、アメリカにおける1960年代から1970年代の公民権運動や福祉権運動といった住民による運動が活発化した際にケースワーク中心のソーシャルワーカーが批判を受け、アリンスキー (Alinsky, S.) に代表されるオーガナイザーらが住民による地域組織化活動を担った状況 (p.31) と似ている。加えて示唆的なのは、アメリカの Social Work Year Book のソーシャルアクションの項で用いられたのはアリンスキー (Alinsky, S.) らを起源とする理論のみで、理論自体がほとんど発達していないという指摘の引用 (p.32) である。評者はこの指摘の引用を、現在、当事者性に基づいて社会構造の変化に向けて働きかけている組織・団体にソーシャルワーカーが積極的に参画し、その実践に学び、可視化して、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの理論の発展につなげるべきという主張と読んだ。

日本のソーシャルワーカーが、目の前の個別の問題に焦点を当てて解決に取り組みがちであり、また、既存の制度の枠内での問題解決に終始し、ソーシャルアクションに取り組むことを避ける様子は、日本社会福祉士養成校協会 (現日本ソーシャルワーク教育学校連盟) が2016年に行った「地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業」の調査報告書 (暫定版) からも明らかである。筆者の指摘を裏付けるように、例えば、地域包括支援センターと社会福祉協議会の職員を対象にした調査の報告部分において、「制度・施策の課題等の解決に向けて、地域住民が行政に対して働きかけを行うことを支援する」という項目で、地域包括支援センターの職員では約80%、社会福祉協議会の職員では約77%が「全く実施していない」「あまり実施していない」と回答した。ソーシャルアクションにあたる実践は一部の力量・意識がともに高い特別なソーシャル

ワーカーによって実施されるものであり、すべてのソーシャルワーカーにとって不可欠な実践とは認識されていない可能性を示唆している。

筆者は最終的な定義 (pp.183-184) において、ソーシャルアクションに取り組むにあたり、社会的に排除された人々の生きづらさの原因は社会的側にあることを問題認識として明確にしている。ソーシャルワーカーとして不可欠な実践であることを主張する意図が込められていると理解した。つまり、本書は本来あるべきソーシャルワークの姿からかけ離れた日本のソーシャルワークの現状に変化を促し、本来のソーシャルワークの姿を実現しようとする筆者の働きかけとも言える。

3. 日本におけるソーシャルアクションの歴史の変遷に関するレビューと分析枠組み

本書では、これまでの日本におけるソーシャルアクションに関する歴史の変遷をもとに、「制度からの排除」に対応しているかどうかを検討しようとしている (pp.36-52)。筆者も述べているように、制度からの排除への対応の変遷を把握できる書籍はなく、データ収集はテキストや辞典に掲載されたソーシャルアクションに関する記述を抜き出すにとどまったため、筆者の意図した分析の目的を達成していない。よって、分析の目的とデータにミスマッチが生じており、わが国においてソーシャルアクションが「制度からの排除に対応してきているかどうか」を辞典 (1970年代以前のみ) 及びテキストに記述されたデータから明らかにするのは難しい。一方で、「ソーシャルアクションの概念は、制度からの排除に対応するものとして位置づけられてきたかどうか」の分析には可能性が見出せると感じた。

分析の目的として明示されてはいないが、筆者にはわが国のソーシャルワークに関する教育が始められた時点ですでにソーシャルアクションがソーシャルワークの一つの方法として説明されているながら、これまで理論化がほとんど進められてこなかった背景やソーシャルアクションが現代の

ソーシャルワーカーによって実践されにくくなった背景を解き明かしたいという意図があったのではないだろうか。しかし、今回収集された文献のデータと分析からは、十分な根拠をもってこれらが説明されたとは言い難い。

その理由の一つに、筆者の分析の意図に対する分析の枠組みの設定が合致していなかった可能性を指摘したい。上記のような分析の目的に対して、筆者が設定した分析の枠組みは「社会・福祉政策の動き」「SA（ソーシャルアクション）の説明」「SAの位置づけ」「他の方法等との関係性」の4つであった（pp.38-47表2-1）。この枠組みでは、時代の変遷とともに制度からの排除への対応はどのように位置づけられてきたか、ソーシャルアクションの概念の構成要素およびその内容の変化から明らかにすることはできない。例えば、「社会・福祉政策の動き」に関連づけながら、「解決に働きかける問題認識」「ソーシャルアクションの目標」「ソーシャルアクションによる変化のターゲット」「ソーシャルアクションの主体」「ソーシャルアクションの具体的な方法（手段）」「ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの位置づけ」などを枠組みとしてデータ分析を試みることで、実践として行われてきていたかどうかとは別に、「概念として制度からの排除に対応するものとして位置づけてきたか」は検討が可能になるのではないだろうか。前述した「ソーシャルアクションの暫定的定義」を行うにあたり、筆者は社会福祉基礎構造改革以降に出版された社会福祉辞典の記述をもとに「目的・目標」「手段」「位置づけ」という枠組みで分析を実施している（pp.80-82）。ここで使用したデータと前述のソーシャルアクションが制度からの排除に対応しているかどうかを検討するために使用されたデータとを分離して別々の目的の分析に投入することの意味については、検討の余地があるのではないだろうか。

4. ソーシャルアクションの最終的な定義と「協働モデル」「闘争モデル」の位置づけ

社会福祉士による「ある一定の成果が確認されたソーシャルアクションの実践」を対象とした事例研究に基づいて、実践モデルが作られたことに言及したい。「ある一定の成果」の内容については詳細に説明されている（p.91）が、ソーシャルアクションの実践モデル構築を研究の目的とした場合、その「ある一定の成果が確認されたソーシャルアクションの実践」のみを分析の対象としたことは、本研究の結果にどのような影響を与えただろうか。

この問いは、筆者が日本のソーシャルワークにおけるソーシャルアクションに「生活問題やニーズの未充足の原因が社会福祉関連法制度等の社会構造の課題にあるとの認識のもと、社会的に不利な立場に置かれている人々のニーズの充足と権利の実現を目的に、それらを可能にする法制度の創設や改廃等の社会構造の変革を目指し、国や地方自治体等の権限・権力保有者に直接働きかける一連の組織的かつ計画的活動およびその方法・技術である。」と定義を与え、そのモデルとして「闘争モデル」と「協働モデル」を提起している（PP.183-184）ことと関係している。

この定義の中で筆者は、「闘争モデル」を「デモ、署名、陳情、請願、訴訟等で世論を喚起しながら集団圧力によって立法的・行政的措置を要求する」モデル、「協働モデル」を「多様な主体の協働による非営利部門サービス等の開発とその制度化に向けた活動によって法制度の創造や関係等の構造の変革を目指す」モデルであると説明した。その上で研究の結果を踏まえて「協働モデル」を現時点でのソーシャルワークのソーシャルアクションのモデルとしながら、「闘争モデルを活用するのか、協働モデルを活用するのか、あるいはともに活用するのかは、制度から排除されている人々の権利を実現する社会構造の変革に最も有効な方法は何かという論理的な判断にかかって

いる (p.184)」と述べている。

評者は、本研究の分析対象を「ある一定の成果が確認されたソーシャルアクションの実践」のみにしたことによって、「闘争モデル」によるソーシャルアクションが分析の対象から排除された可能性を指摘したい。筆者も指摘しているように、社会福祉関連法に規定される組織に属するソーシャルワーカーが、被雇用者の立場で集団圧力を用いて現状の変化を促そうとする闘争モデルのソーシャルアクションを起こすことは難しい (p.189)。ソーシャルワーカーがいきなりハードルの高い「闘争モデル」によるソーシャルアクションに取り組むとは考えにくい。はじめは協働モデルによるソーシャルアクションの実践を模索し、検討することからスタートするのではないだろうか。そして、協働モデルでは期待する制度や構造の変化が得られにくいと判断した場合、または、変化が得られないと判断した場合、闘争モデルもしくは両モデルの併用に移行するというプロセスが想定される。つまり、両モデルは、どちらかを活用するという枝分かれの関係ではなく、同一線上の関係にあると見える。

我が国における数少ないソーシャルアクションの実践においても、協働モデルでの取り組みに足踏みするケースが多く、協働モデルで期待する制度や構造の変化が得られなければ、粘り強く協働モデルで取り組み続けるか、変化をあきらめるかの選択に至り、闘争モデルに移行しない。それぞれの職場や立場によって闘争モデルへの移行をあきらめたり、「すべきではない」と判断されたりすることもあるだろう。粘り強く協働モデルで取り組んだ場合、人々が制度から排除されている状態が長期化してしまう恐れもある。

この現状において、「ある一定の成果」をもとに分析対象の事例を抽出すれば、自ずと協働モデルの事例が収集されることになるだろう。期待を込めて言えば、闘争モデルに移行していても、期待される成果が得られないまま闘争モデルを続けているソーシャルワーカーの事例は抽出されない可能性が高い。

では、協働モデルで期待する制度や構造の変化

が得られたケースと得られなかったケースの違いは何だろうか。例えば、ソーシャルワーカーのどのような動きによって協働モデルで期待する変化が得られやすく、また、変化が得られにくいのか。どのような条件があれば、どのような出来事が起きていれば、協働モデルで期待する変化が得られていたのか。

そして、協働モデルからスタートしたソーシャルアクションの実践は、どのタイミングで闘争モデルもしくは両モデルの併用に移行することが、制度から排除されている人々の権利を実現する社会構造の変革に最も有効なのか。なかなか成果を得られないまま、悩みながら制度から排除されている人々と共にソーシャルアクションを実践しているソーシャルワーカーの事例も含め、今後のより一層のデータ収集や議論によってこれらの課題に取り組み、筆者によって示された日本におけるソーシャルアクションの実践モデルが精緻化されていくことを期待したい。

5. おわりに

筆者は、本書によって現在の日本のソーシャルワークの姿に大きな一石を投げ、議論を巻き起こしている。ソーシャルワークを学び、実践しながら、そして、制度や様々な構造から排除されている人々を目の前にしながら、様々なジレンマの中でソーシャルアクションに取り組めていなかったソーシャルワーカーが、改めて自分がソーシャルワーカーであるということを確認し、現状に足踏みしていた自らの実践を見直すきっかけをつくったという点でも、本書の意義は大きい。日本の社会変動やニーズの多様化および潜在化等において、ソーシャルアクションを含む、マクロレベルの変化に働きかけるソーシャルワークのあり方が、問い直されている。本書は、実践者、教育者、研究者の垣根を超え、ソーシャルワーカーの一人として、私たちが社会とどのようにかわっていくか、改めて問われていることに気づかされる一冊であり、ぜひ一読をお勧めしたい。

引用文献

日本社会福祉士養成校協会（現日本ソーシャルワーク教育学校連盟）（2016）「地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業調査報告書（暫定版）」